

京都市上下水道局告示第17号

京都市指定給水装置工事事業者から京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成21年6月26日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 廃止届出業者名等

京都市北区大宮西総門口町9番地

有限会社 高橋工業所

代表取締役 田中 康一

2 廃止届出年月日

平成21年5月31日

(上下水道局水道部給水課)